

信州大学教育学部附属次世代型学び研究開発センター利用内規

(趣旨)

第1条 信州大学教育学部附属次世代型学び研究開発センター（以下「センター」という）利用については、この内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 この内規において利用者とは、本学教職員学生（非常勤教員含む）、並びにセンター長が特に認めた者で、センター内の施設・設備及び物品を利用しようとする者及び利用している者をいう。

(使用申込)

第3条 利用者は、別に定めるものに従って、センター事務室に申込書の提出を行う。

(使用許可)

第4条 センター長は、使用の申込について、その目的が適切であり、かつセンターの運営上支障がないときはこれを許可するものとする。

(使用料)

第5条 施設・設備及び物品の使用は、無料とする。ただし、消耗品等の費用については、利用者が負担するものとする。

(使用時間)

第6条 施設・設備の使用時間は、別に定める。

(使用許可の取り消し)

第7条 センター長は、利用者がこの内規に違反したとき、使用許可後センターの運営上支障が生じたときは、使用許可を取り消すことができる。

(利用者の責務)

第8条 利用者が、センターの施設・設備及び物品を破損し、または紛失した場合は、センター長の指示に従い、修理又は賠償を求めることがある。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。